

答 申 第 307 号
令 和 3 年 3 月 5 日

岐阜市教育委員会
教育長 早川 三根夫 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



電子計算機の結合について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号の規定に基づき、令和3年2月26日付け岐阜市商高第162号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

教育委員会岐阜商業高等学校（以下「岐阜商業高等学校」という。）では、現在、無料のソフトウェアを利用し図書管理を行っているが、当該ソフトウェアは、図書の検索に10分以上を要し、バージョンアップの際は蔵書約16,000冊全てにシールを添付し直す必要がある等の不便さがあることから、生徒の利便性の向上及び職員の業務の効率化を図るため、株式会社リブネット（以下「リブネット」という。）が構築した図書管理システム「TOP NET Lite」（以下「図書管理システム」という。）を導入する。

図書管理システムはクラウドサービスであり、岐阜商業高等学校内のシステム端末とリブネットが保有するサーバ機器との通信回線による結合を行うため、条例第9条第1項第2号の規定により諮問するものである。

2 電子計算機の結合により利用される保有個人情報

- ア 生徒の氏名
- イ 生徒のID番号
- ウ 図書の貸出履歴
- ※ 対象となる生徒の人数 480人

3 意見

適当なものと認める。